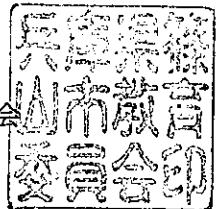




篠教総第286号
平成30年3月28日

篠山市監査委員 畑 利清 様
篠山市監査委員 河南 克典 様

篠山市教育委員会



平成28年度定期監査結果にかかる措置について（報告）

平成29年3月22日付篠監査第2号にて提出された定期監査結果報告書に基づき、地方自治法第199条第12条に基づき、下記とおり措置を講じましたので報告します。

記

- 1 措置を講じた部署 教育委員会（教育総務課、学事課、学校教育課、こども未来課）
- 2 監査結果報告名 定期監査報告書
- 3 監査結果提出日 平成29年3月22日（篠監査第2号）
- 4 措置状況 別紙のとおり

平成 28 年度 定期監査措置状況報告について

教育総務課

①切手の管理について (定期監査結果報告書 7 ページ)

指摘事項	切手受払簿と切手の残数を確認したところ、残数が合っていないものがあった。財務規則 第 179 条に基づき適正に処理されたい。また、切手受払簿の定期的な確認等、適切に管理されたい。
講じた措置	切手と切手受払簿は鍵のかかるロッカーに保管することとし、保管管理者が 1 月に 1 回受払簿と切手残数をチェックし、適正な管理に努めます。また、切手使用時にも、切手受払簿と切手の残数を必ずチェックし、使用枚数等を記入することとします。

②ふるさと創生奨学金の貸与に伴う未返済額について (定期監査結果報告書 7 ページ)

監査意見	ふるさと創生奨学金の滞納については、平成 28 年 11 月 30 日現在で 1,943,000 円 (14 人) の滞納額があり、督促状の送付と合わせて電話連絡や訪問等を行っているが、滞納者の認識が薄いため、頻繁に催告を行い又、重度の滞納者については、連帯保証人に連絡を行う等、積極的な回収に努められたい。また、国では平成 29 年度から給付型の奨学金制度の導入がされるが、当市においても条件付きで返済が免除される等の給付型奨学金について検討されたい。
講じた措置	滞納者及び滞納傾向にある者に対しては、電話連絡、郵送、訪問による徴収活動を継続して行うとともに、重度の滞納者に対しては、連帯保証人と連絡を取り、積極的な回収につとめます。また、利用者にとって活用しやすい奨学金制度とするため、国の動向を注視しながら、制度の周知活動を行うとともに、制度設計の見直しを行うこととします。

学事課

①契約事務における工期の設定や精査について（定期監査結果報告書 7 ページ）

監査意見	工事監理業務委託について、履行期間の変更契約が再三行われているものがあったことから、工期の設定・精査について留意されたい。
講じた措置	学校行事等とも調整しながら、円滑な工事が実施できるように工期を設定します。

②各種補助金の使途確認について（定期監査結果報告書 7 ページ）

監査意見	各種補助金について、補助対象経費の精査と実績報告に基づく領収書等、関係資料の点検を確実に行われたい。
講じた措置	引き続き、学校事務において、補助対象経費等の内容について指導するとともに、領収書等の関係資料の点検を含めた監査を実施します。

学校教育課

①切手の管理について（定期監査結果報告書 8 ページ）

指摘事項	切手受払簿と切手の残数を確認したところ、残数が合っていないものがあった。財務規則 第 179 条に基づき適正に処理されたい。また、切手受払簿の定期的な確認等、適切に管理されたい。
講じた措置	切手と切手受払簿は鍵のかかるロッカーに保管することとし、保管管理者が 1 月に 1 回受払簿と切手残数をチェックし、適正な管理に努めます。また、切手使用時にも、切手受払簿と切手の残数を必ずチェックし、枚数等を記入することとします。

①学校施設の点検管理に伴う施設の修繕について（定期監査結果報告書 8 ページ）

監査意見	学校施設の点検管理について、地域学校安全委員会（PTA 代表者、自治会長等）にて、学校園安全管理マニュアルに基づき点検をされているが、その後の施設の管理、修繕においても確実に実施されたい。
講じた措置	学校施設の点検による不具合箇所については、引き続き各学校や学事課等関係部署と連携を密にし、修繕や注意喚起等の措置を講じ、安全安心な学校施設の維持管理に努めます。

②入札制度の見直しについて（定期監査結果報告書 8 ページ）

監査意見	自然学校等バス運行借上業務の入札において、入札取り消しの手続を取っているが、法令等の改正に注視し、適切に対処されたい。
講じた措置	入札取り消し等が無く、適法で円滑な入札・契約事務が行えるよう、各関係部署等と情報共有を行うなど、法令等の改正を事前に十分把握し、適切に事務を執行します。

こども未来課

①アレルギー対策の手順及びマニュアルの作成について（定期監査結果報告書 8 ページ）

監査意見	こども園や保育園の給食にかかるアレルギー対策について、現在 30 人（8.7%）の園児に対し除去食の対応をしているが、今後においてアレルギー対策の手順やマニュアル等の整理について検討されたい。
講じた措置	学校給食における「篠山市食物アレルギー対応に関する文書及び様式」を参考に、保育園やこども園の園給食での食物アレルギーの対応について、統一した対応ができるようフローと様式をまとめ「園給食による食物アレルギー対応フローと様式集」を作成し、平成 30 年 4 月から運用します。

②保育士の人材確保と適正配置について（定期監査結果報告書 8 ページ）

監査意見	全国的に保育士が不足している中、篠山市においても保育士不足等により入所を保留している児童が現在 27 名あり、保育士の人材確保については喫緊の課題となっている。 継続的に良質な保育を確保するため、正規職員の雇用と共に保育士人材の確保に向けて、奨学金制度の創設や既存の人材の活用など、幅広い取り組みを検討されたい。
講じた措置	平成 30 年度採用の保育士・幼稚園教諭・保育教諭の正規職員の募集は、子育て支援充実のため、3 月の追加募集を行うなどし、あわせて過去最高の 9 名の新規採用となります。今後も、担任に関しては、正規職員で対応できるよう総務部と協議しながら採用計画を作成し、人材の確保に努めます。